

むつ市都市計画マスタープラン 全体構想素案

平成 21 年 10 月

【目次】

第1章 主要課題の整理	1
第2章 都市の将来像（理念・目標の設定）	4
2-1 都市づくりの理念	4
2-2 都市づくりの目標	8
2-3 将来フレームの設定	11
第3章 将来都市構造	14
3-1 土地利用ゾーニング	14
3-2 都市拠点	15
3-3 都市軸	16
第4章 全体構想	19
4-1 土地利用の方針	19
4-2 都市施設整備の方針	23
4-3 都市環境形成の方針	27

第1章 主要課題の整理

既定計画の「旧むつ市都市計画マスタープラン」「旧大畑まちづくりプラン」による主要課題や、まちづくりワークショップ、市民アンケート調査による住民意見を踏まえて本市のまちづくりの課題を整理します。

まちづくりの分野		まちづくりの主要課題（案）
都市構造・ 将来のまちづくり		〔都市構造〕 ■下北圏域の中心的役割を担う都市構造を検討する必要があります。 ■市内の都市化を図る地区と保全する地区を明確に区分する必要があります。 ■それぞれの地区の役割を位置づけ、地域間のネットワークを強化する必要があります。 ■人口減少を見据えたコンパクトなまちづくりが求められています。 ■地域コミュニティの維持を図る必要があります。 ■自然、歴史、文化、産業、科学技術関連施設等の集積など、個性を活かした地域づくりを推進していくことが必要となっています。
土地利用	住宅地	〔住宅地〕 ■木造住宅密集地の改善や行き止まり道路の解消など、住環境の向上を図る必要があります。 ■市街地外への無秩序な住宅地の広がりを抑制していく必要があります。 ■主要な集落の住環境の向上を図る必要があります。 ■木造住宅などの既存ストックを活用した住環境の整備を図る必要があります。
	産業全般	〔産業〕 ■地域特性を活かした地場産業の振興への取り組みと、雇用の創出が求められています。
	商業地	〔商業地〕 ■田名部・大湊・大畑などの旧来からの商業地の空洞化を改善するため、各商業地の機能を明確に位置づける必要があります。 ■幹線道路沿いの商業地の広がりを抑制する必要があります。 ■中心市街地の賑わいの再生と魅力ある商業地づくりを進める必要があります。 ■交通の利便性への配慮や、徒歩による買い物など、各商業地の役割について明確な位置づけを図る必要があります。
	工業地	〔工業地〕 ■市と下北圏域の地域特性を活かした新たな産業育成を支援する基盤づくりを進める必要があります。 ■臨港地区などの低未利用地を有効活用していく必要があります。

まちづくりの分野		まちづくりの主要課題（案）
土地利用	農地	〔田園地域〕 ■農地を保全・維持するため、農業の活性化を図る必要があります。 ■加工業などの他の産業と連携した農業の活性化を図る必要があります。 ■耕作放棄地の保全・有効活用の方法を検討していく必要があります。
	港湾地域	〔港湾地域〕 ■旧来からの漁港を維持していくため、港湾施設を有効活用していく必要があります。 ■水質の悪化を防ぐため、上流での無秩序な開発を抑制する必要があります。
	自然環境	〔自然環境〕 ■豊かな自然環境の維持、保全を図り、次世代に継承していく必要があります。 ■海・山・川などの昔ながらの美しい景観を維持していく必要があります。
都市施設	道路	〔道路〕 ■県内主要都市との連絡を強化する下北縦貫道路の整備を促進する必要があります。 ■合併により広域化した地域間の交流を促進するため、幹線道路の整備を進める必要があります。 ■防災面や生活環境の向上のため、住宅地内などの行き止まり道路の解消を促進する必要があります。 ■積雪対策やバリアフリーなどの安全で快適な歩行空間を確保し、回遊性の強化を図る必要があります。 ■都市計画道路の見直し、各路線の機能の検討を図る必要があります。
	公共交通機関	〔公共交通機関〕 ■交通機関が高齢者や障害者など誰にでも利用しやすいまちづくりを進める必要があります。 ■市民の日常生活を支えるバス交通の維持・充実を図る必要があります。 ■広域的な交通（鉄道・海上）を維持していく必要があります。 ■現在の自動車依存の交通状況から脱却し、公共交通機関に移行させる方法を検討する必要があります。
	公園・緑地	〔公園緑地〕 ■公園・緑地が不足している地域には、地域の特性にあった公園・緑地の整備を進める必要があります。 ■既存の公園・緑地はニーズにあった利用、適切な維持管理を進める必要があります。

まちづくりの分野		まちづくりの主要課題（案）
都市施設	下水道・河川	〔下水道・河川〕 ■生活環境の向上を図るため、下水道の整備を進める必要があります。 ■市街地の防災性の向上を図るため、環境にも配慮した河川整備を進める必要があります。
	公益的施設	〔公益的施設〕 ■医療・福祉に関連する施設・機能の充実を図る必要があります。 ■統廃合や施設移転による既存ストックの有効活用を図る必要があります。 ■文化を継承するための施設を整備する必要があります。 ■バリアフリー化や子育てを支援する生活環境に配慮した施設の充実を図る必要があります。
	観光	〔観光〕 ■自然や歴史文化資源を活かした観光振興を図る必要があります。 ■体験型観光など交流を支援する施設・機能の充実を図る必要があります。 ■観光地や特産物などの情報を発信する仕組みづくりを進める必要があります。 ■下北圏域の観光施設を連絡する観光ネットワークづくりを進める必要があります。 ■通年観光となる冬の魅力の発掘など、下北半島の魅力を活かした観光振興を図る必要があります。 ■観光客にとって観光に来やすい、利便性の高い交通施設整備を進める必要があります。
都市環境	都市景観	■海・山・川・田園などの自然景観の保全を図る必要があります。 ■都市施設などの整備・改善による景観づくりが求められています。 ■魅力的な都市景観を形成するための景観計画づくりを検討する必要があります。
	都市防災	■木造住宅密集地や幅員の狭い道路など、火災の発生と延焼が懸念される地区の防災対策が必要となっています。 ■災害に強い陸上交通、海上交通等の整備充実を図る必要があります。
その他		■官民協働のまちづくりを進め、情報公開とその過程の透明性を確保する必要があります。

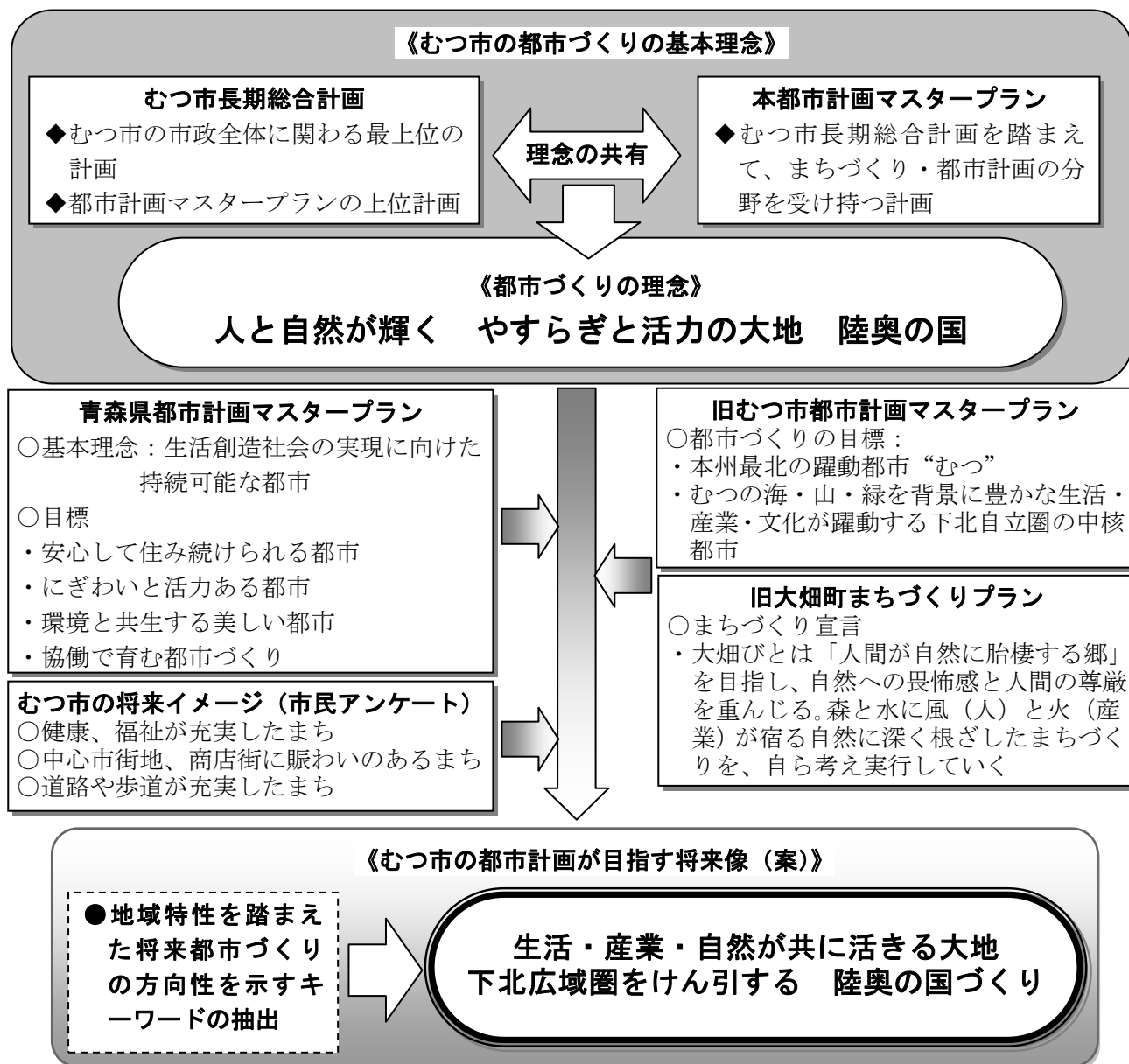
第2章 都市の将来像（理念・目標の設定）

本市の将来のあるべき都市像、目指すべき都市づくりの方向性を文章で表現します。将来の都市づくりの基本的な考え方を「理念」「目標」として設定し、今後都市づくりを進めていく上において、行政と市民が共有できるものとするのが重要です。

2-1. 都市づくりの理念

（1）基本的な考え方

- 都市づくりの精神を示す「都市づくりの理念」は、本市の市政全体に関わる最上位計画である「むつ市長期総合計画」に定めた将来像（基本理念）との整合を図り、基本的な考え方を共有していくものとします。
- さらに、都市計画に関する上位計画である「青森県都市計画マスタープラン」や市町村合併前の旧むつ市及び旧大畑町のまちづくりの考え方、市民アンケートによる「むつ市の将来イメージ」などを踏まえ、「都市づくりの基本テーマ」を設定し、新しいむつ市の「都市計画が目指す将来像」を掲げます。



(2) 都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念は、むつ市の都市づくりの上位計画である「むつ市長期総合計画」において定められた市政運営の理念『人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国』を共有していくものとします。

【都市づくりの基本理念】（むつ市長期総合計画と共有を図ります）

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国

【基本理念の考え方】（むつ市長期総合計画より抜粋）

《むつ市の地域特性》

◇豊かな自然環境との共生

本市は、豊かな自然環境の中で生活や産業が営まれており、大都市空間には見られない役割や特性を持った地域となっています。このような特性を活かして、循環型社会の形成など、人と自然が共生し、双方が輝く地域づくりを目指すことが可能な地域です。

◇産業の低迷

地域の基幹産業である農林水産業は、豊かな自然資源を活かしながら展開されてきましたが、水揚げや魚価の低迷、食料の輸入自由化等により農林水産業は大変厳しい状況にあります。

◇地域資源の融合

当地域は、様々な文化が融合した地域であり、自然環境、温泉、食文化や歴史文化などの特色ある地域資源を有し、それが市民の心の豊かさを醸成するとともに、来訪者に対して癒しの空間を提供しています。

《基本理念の考え方》

◆産業の活性化

第1次産業である農林水産業と観光産業を結びつけた総合的な産業の活性化を進めていく必要があります。

◆地域資源を活かした独自性及び自立性のあるまちづくり

国においては、地方分権の推進や三位一体の改革などを進めており、これからの地方自治体は、自らの判断で自らの責任の下に地域経営をしていかなければならない状況に置かれてきています。

半島地域という特色ある地域環境を活かしながら、農林水産業、観光産業、原子力関連産業、海洋科学関連産業、サービス産業等を活用し、独自性及び自立性のあるまちづくりを進めていきます。

(3) 都市づくりの基本テーマ

都市づくりの基本テーマは、都市づくりの基本理念を踏まえて、新しいむつ市の「都市計画が目指す将来像」を示すものとして定めます。

設定にあたっては、「青森県都市計画マスタープラン」や市町村合併前に策定された「旧むつ市及び旧大畑町都市計画マスタープラン」の都市づくりの考え方、市民アンケートによる「むつ市の将来イメージ」などを基にむつ市の地域特性を踏まえた「将来都市づくりの方向性を示すキーワード」を抽出し、これを踏まえて設定します。

《地域特性を踏まえた将来都市づくりの方向性を示すキーワードの抽出》

〔生活環境の充実〕

☆人と自然 ☆やすらぎの大地 ☆安心して住み続ける ☆協働 ☆躍動都市
☆健康・福祉の充実 ☆道路・歩道の充実 ☆様々な文化の融合

〔産業の活性化〕

☆活力の大地 ☆にぎわい ☆躍動都市 ☆中心市街地・商店街の賑わい
☆基幹産業である農林水産業 ☆原子力・エネルギー関連産業 ☆海洋科学関連産業

〔自然環境の保全〕

☆人と自然 ☆環境との共生 ☆むつの海・山・緑 ☆自然に深く根ざしたまち
☆様々な文化の融合

〔広域圏での位置づけ・役割〕

☆活力の大地 ☆下北自立圏の中核都市 ☆独自性・自立性 ☆交流都市

《将来都市づくりを目指すキーワード》

将来都市づくり＝「陸奥の国づくり」を支える4つの柱

生 活

創造性豊かな生活を育む住みよいまち

産 業

地域資源を活かした活力のまち

自 然

豊かな自然環境の維持・共生するまち

大 地

下北半島・下北広域圏の中心を形成するまち

《むつ市の都市計画が目指す将来像》

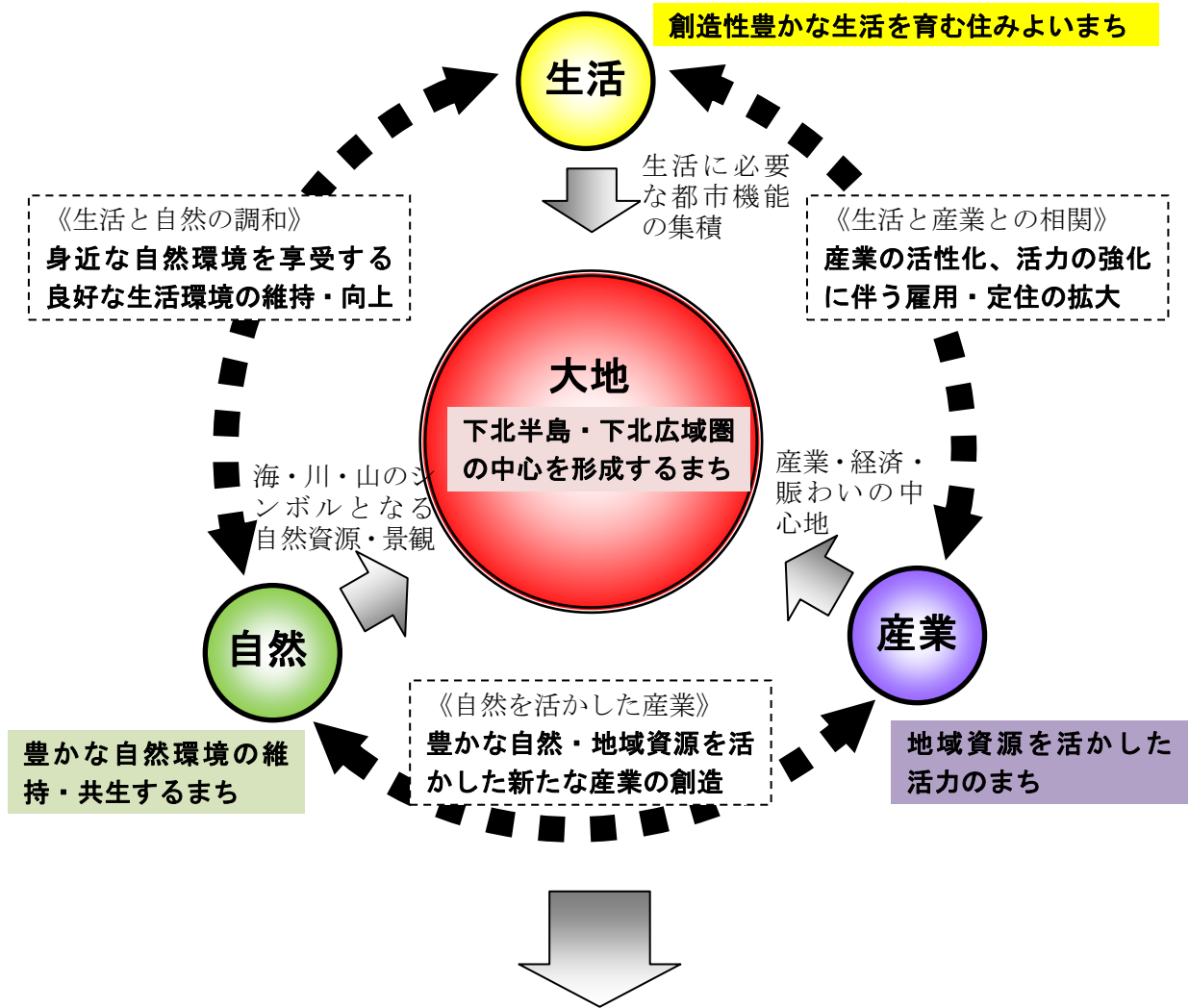
【都市づくりの基本テーマ（案）】

生活・産業・自然が共に生きる大地
下北広域圏をけん引する 陸奥の国づくり

【都市づくりの理念（むつ市長期総合計画と共有）】

人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国

「陸奥の国づくり」を支える4つの柱



《むつ市の都市計画が目指す将来像》

【都市づくりの基本テーマ（案）】

生活・産業・自然が共に生きる大地

下北広域圏をけん引する 陸奥の国づくり

2-2. 都市づくりの目標

都市づくりの理念、基本テーマ（むつ市の都市計画が目指す将来像）を実現するための都市づくり目標を次のとおり設定します。

都市づくりの目標

生 活 誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりを目指します

産 業 本市の産業が進む道を支援する産業基盤づくりを目指します

自 然 豊かな自然を子孫に残す、自然環境の保全・維持を目指します

大 地 下北広域圏の中心拠点となるネットワーク型都市構造の形成を目指します

（１）誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくりを目指します

【むつ市長期総合計画：基本方針】

- ・人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

【旧むつ市都市計画マスタープラン：まちづくりの目標】

- ・むつの海・山・緑のもとに地域の人々が創造性豊かな生活を育む快適な生活都市

【青森県都市計画マスタープラン：都市づくりの視点】

- ・安心して住み続けられる都市

- むつ地域の中心市街地、大畑地域の市街地、川内地域や脇野沢地域の中心地など、それぞれの市街地、中心地の規模や地域特性に見合った生活利便性の高い機能的な「コンパクトな都市づくり」を進め、高齢者にも優しく、環境負荷の低減（低炭素社会づくり）にも配慮した市街地、集落地の形成を目指します。
- 各地域間や市街地内を機能的に結ぶ道路網ネットワーク、誰にでもやさしい公共交通ネットワークの再構築を目指します。
- むつ市及び下北広域圏と県内主要都市等を結ぶ、鉄道・高規格道路などの広域交通網の整備、利便性の向上を目指します。
- 人口減少・少子高齢社会を迎え、バリアフリーや子育て支援などに対応した安全・安心な住環境づくり、都市施設の改善を目指します。
- 各市街地や集落地において古くから培われてきた歴史・生活文化の伝承と地域コミュニティの維持に努めます。また、身近な自然環境や地域固有の歴史・生活文化等の地域資源を都市づくりに有効活用し、地域活性化の促進を目指します。
- 住宅市街地内の行き止まり道路や不規則な道路ネットワークの改善を図り、生活利便性の向上や災害・防犯に強い住環境づくりを目指します。

(2) 本市の産業が進む道を支援する産業基盤づくりを目指します

【むつ市長期総合計画：基本方針】

- ・地域の個性を生かした特色あるまちづくり

【旧むつ市都市計画マスタープラン：まちづくりの目標】

- ・農林水産業、エネルギー・地場・サービス型工業により活力あふれる豊かな産業都市
- ・むつの海・山・緑のもと、全国からの人々がスポーツ・観光でリフレッシュするリゾート観光都市

【青森県都市計画マスタープラン：都市づくりの視点】

- ・にぎわいと活力ある都市

- 産業振興施策との連携を図り、むつ市及び下北半島の地域特性を活かした「産業が進む道」を明確にするとともに、これを支援する産業用地、道路等の産業基盤づくりを目指します。
- 本市の基幹産業である農林水産業を維持するとともに、農地・森林や漁業施設等を保全していきます。また、従来の「マイナス思考」の考え方を「プラス思考」へ転換し、加工販売の一体化、工業・観光等の他業種と連携した特産品開発・体験型農林水産業などの積極的な展開を進め、産業振興、活性化促進を目指します。
- 地域雇用、定住人口の拡大促進を図るため、臨港地域の有効活用や畜産・林業・漁場、原子力・エネルギー関連産業などの地域特性を活かした優良企業の誘致を目指します。
- 田名部地区の中心市街地の賑わいの再生と魅力づくりを目指します。また、大湊地区、中央地区については利用者のニーズに対応した市街地づくりを目指します。
- 自然環境・景観、歴史・文化資源、農林水産業などの地域資源を活かした観光振興を支援する観光拠点、道路等の基盤づくりを目指します。

(3) 豊かな自然を子孫に残す、自然環境の保全・維持を目指します

【旧大畑町まちづくりプラン：まちづくりのビジョン】

- ・自然への親しみと畏怖を体感できるまち

【青森県都市計画マスタープラン：都市づくりの視点】

- ・環境と共生する美しい都市

- むつ市及び下北半島を象徴する海・山・農地・森林などの豊かな自然環境・景観の維持に努め、かけがえのない共有の財産を子孫に伝える都市づくりを目指します。
- 森林を守るための間伐や観光・レクリエーションへの活用など、自然環境の適正な管理と環境負荷の低減に可能な限り配慮した活用により、持続可能な低炭素社会づくりを目指します。
- 市街地、集落地においては、生活に潤いを与える水辺・緑の空間の創出や景観を創造し、身近に自然環境が共生する都市づくりを目指します。
- 豊かな自然環境を次世代に継承していくため、「都市的土地利用を図る区域」と「自然や農地、山林を保全していく区域」を区分し、明確に位置づけていきます。「自然や農地、山林を保全していく区域」においては、無秩序な都市的土地利用の拡大の抑制に努めます。

【旧むつ市都市計画マスタープラン：まちづくりの目標】

- ・ 下北圏・県内・道南・全国など他圏域との交流が繰り広げられる交流都市

-

10

2-3 将来フレームの設定

(1) フレーム設定の目的

- 将来フレームは、都市計画マスタープランが示す都市の将来像の基礎となる目標を数値で表したものであり、概ね20年後の本市の人口や経済、土地利用の見通しを明示します。
- 将来フレームの設定は、人口等の各種指標の推計結果を参考にして、都市計画としての目標となる数値を設定します。
- 将来フレームの目標年次は、国勢調査の最新調査年次である平成17年を基準年次とし、現在から概ね20年後の平成42年とします。また、10年後の平成32年を中間年次として設定します。

(2) 将来フレームの指標と定める事項

本都市計画マスタープランでは、次の3つの指標について将来フレームを設定していきます。

①人口・世帯フレーム

本市及び市街地の将来人口・世帯数を推計し、都市全体及び市街地の将来目指すべき規模を示すとともに、各フレームの方向性を定める基本指標として活用されます。

・将来人口と世帯数の推計 ・都市計画区域、用途地域内の人口、世帯数の推計

②産業経済フレーム

本市の都市活動を支える工業及び商業の産業経済に関する将来の方向性を示すものとして推計されます。各産業の将来就業者数や将来の販売額、出荷額等の必要な指標を推計し、その結果を参考にして設定されます。

・将来工業(製造品出荷額)フレームの推計 ・将来商業(年間商品販売額)フレームの推計

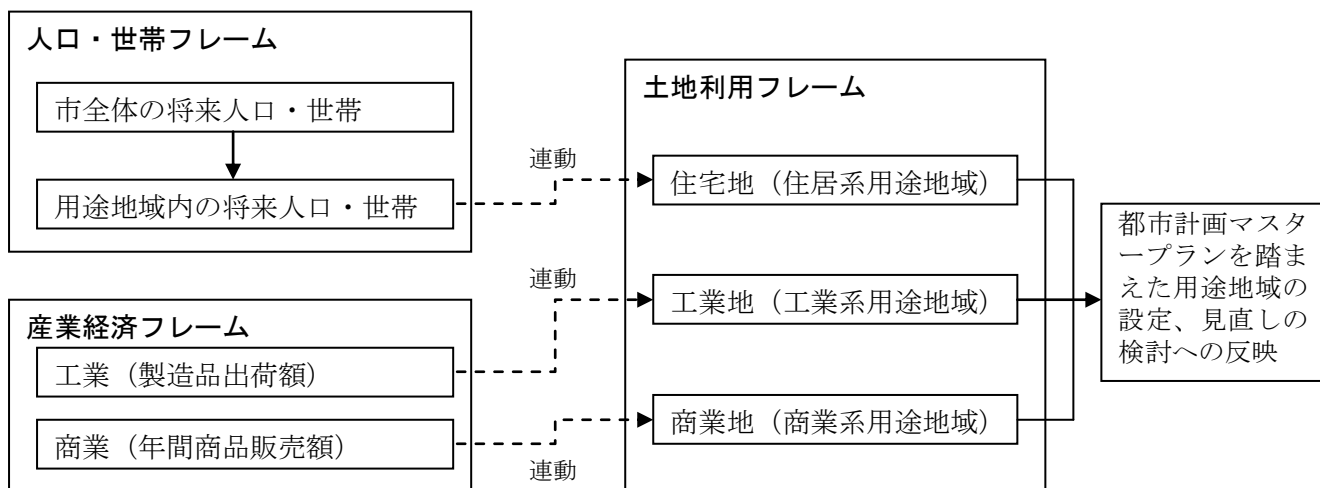
③土地利用フレーム

本市の用途別土地利用の規模について推計し、将来の市街地の土地利用の方向性を明示します。この結果に基づき、用途地域の設定及び見直し変更が検討されます。

土地利用フレームは人口フレーム、産業経済フレームに連動して設定されます。

・住居系用途地域の推計 ・工業系用途地域の推計 ・商業系用途地域の推計

図 将来フレームの設定の流れ



(3) 人口フレーム

①基本的な考え方

1) 目標年次

本マスタープランが目指す目標年次は、策定年次より概ね20年後としていることから、平成42年とします。

2) 基準年次

目標年次（平成42年）の将来人口は、最新の国勢調査結果である平成17年を基準年次として推計を行います。

3) 推計方法と推計結果

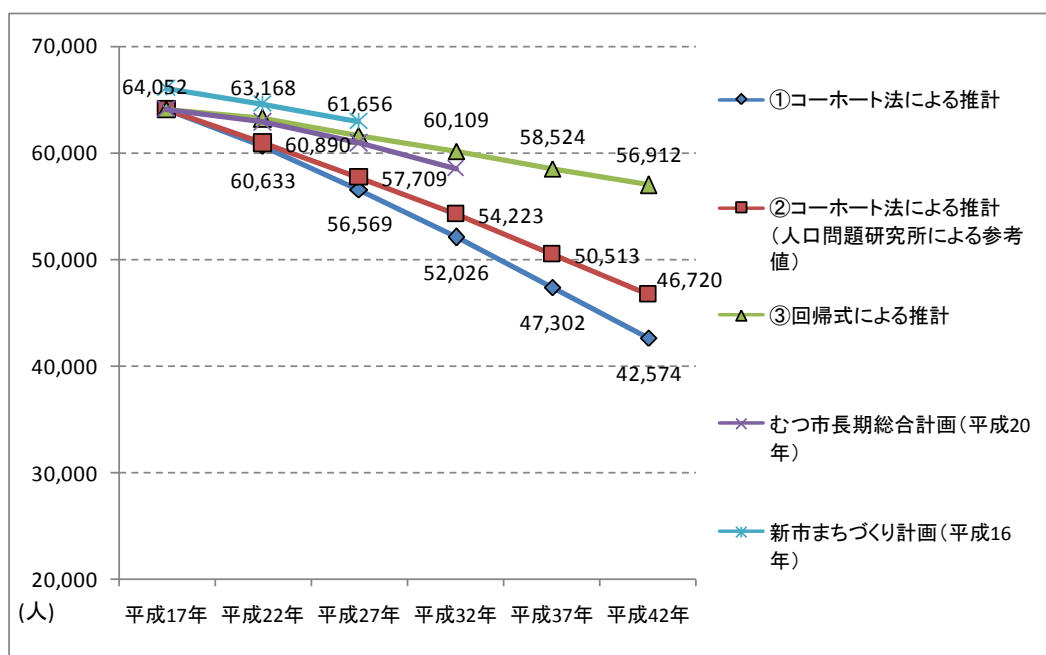
目標年次（平成42年）の人口の推計は、平成17年の国勢調査結果をもとに、コーホート法と回帰式により推計しています。

各推計の結果は以下の通りです。

図表 むつ市の将来人口の推計結果

（人）

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
①コーホート法による推計	64,052	60,633	56,569	52,026	47,302	42,574
②コーホート法による推計 (人口問題研究所による参考値)		60,890	57,709	54,223	50,513	46,720
③回帰式による推計		63,168	61,656	60,109	58,524	56,912
【参考】						
むつ市長期総合計画(平成20年)	64,052	62,810	60,843	58,478	—	—
新市まちづくり計画(平成16年)	66,000	64,600	62,900	—	—	—



②人口フレームの設定（案）

1）中間年次（平成 32 年）の将来人口

推計結果による中間年次（平成 32 年）の将来人口は、①（コーホート法による推計）約 52,000 人から③（回帰式による推計）約 60,000 人までの範囲となりました。

また、「むつ市長期総合計画」では将来人口として、平成 32 年で 58,478 人と推計しており、本推計結果の③（回帰式による推計）に近い数値となっています。

以上の理由から、中間年次（平成 32 年）の将来人口は、「むつ市長期総合計画」の推計結果を受け、58,000 人と設定します。

中間年次（平成 32 年）人口	:	58,000 人
-----------------	---	----------

2）目標年次（平成 42 年）の将来人口

目標年次（平成 42 年）の将来人口は定住化促進施策などの効果によって、人口減少の加速化を食い止めることを考慮し、①と②の 2 つのコーホート法による推計結果のうち、推計結果の多い②（約 47,000 人）と③回帰式による推計結果（約 57,000 人）の中間値である 52,000 と設定します。

目標年次（平成 42 年）人口	:	52,000 人
-----------------	---	----------

（4）今後の進め方

今後は市全体の将来人口をベースに、市全体の世帯数、用途地域内の将来人口、世帯数を設定するとともに、工業（製造品出荷額）、商業（年間商品販売額）の産業経済フレームと用途地域内の土地利用フレームを設定していきます。

第3章 将来都市構造

将来都市構造は、将来の都市の姿形を概念図で表現します。本マスタープランでは、「基本ゾーニング」「都市の拠点」「骨格となる都市軸」などの配置、機能を位置づけています。

3-1 土地利用ゾーニング

【基本的な考え方】

土地利用ゾーニングの基本的な考え方は、「都市的な土地利用を促進する区域」と農地・森林・水辺などの「自然環境を維持・保全する区域」、及び森林地帯・山間地・農業集落地などに位置する集落居住の「自然環境と共生する区域」の区域区分を明確にします。

（１）都市的な土地利用を促進する区域

①市街地ゾーン

むつ地域、大畑地域の市街地（用途地域が指定されている範囲）を位置づけます。住居・商業及び業務等の都市的な土地利用と地域の生活及び都市活動に必要な機能が、適正かつ効率的に配置された利便性の高い市街地を形成します。

②臨港・業務ゾーン

大湊湾に接しているむつ地域大湊地区の臨港地域、及び大畑地域の水産加工施設の集積がみられる工業地周辺を位置づけます。むつ地域大湊地区の臨港地域は工業系の土地利用を展開していくとともに、水辺や大規模な敷地を活かした観光・レクリエーション系の空間を併せて促進していきます。また、大畑地域の工業地は、既存の工業機能の維持を図ります。

（２）自然環境を維持・保全する区域

①森林ゾーン

本市の西部一帯、及び南東側に位置する山岳・森林地帯位置づけます。本市及び下北広域圏を象徴する豊かな森林空間は将来に渡って地域の貴重な財産として、保全、継承に努めます。また、林業・木材産業の生産地としての空間や介在する歴史文化資源と併せて自然や歴史文化に触れる観光・レクリエーションの空間としての有効活用を図ります。

（３）自然環境と共生する区域

①自然共生ゾーン

むつ地域の市街地周辺から大畑地域の市街地周辺にかけて、及び南部の国道279号沿道地域の範囲（現都市計画区域）を位置づけます。周辺に広がる豊かな自然環境などを背景に、これらと共生する農村山村の集落居住の空間を維持していきます。なお、既存の自然環境を保全していくことを原則とし、新たな開発整備を抑制します。

②地域の生活ゾーン

川内地域、脇野沢地域の中心地を位置づけます。居住機能や地域の生活に密着した商業・業務・産業機能がコンパクトに集約された生活の空間を形成します。

3-2. 都市拠点

(1) 行政拠点

むつ市役所をはじめとする国・県の行政機能、下北文化会館などの文化機能が集積する地区を位置づけます。行政・業務機能及び文化活動などの各種都市活動や情報発信の中心となる都市拠点を形成します。

(2) 地域拠点

大畑地域、川内地域、脇野沢地域の各地域の中心地を位置づけます。市役所支所や生活に身近な商店街などの行政・商業業務機能が集積した地域の生活の拠点を形成します。

(3) 医療・福祉拠点

むつ地域の中央地区に立地するむつ総合病院周辺を位置づけます。高齢社会に対応する保健・医療及び福祉が一体となった機能の集積を図り、下北広域圏の医療・福祉の中心となる都市拠点を形成します。また、災害時においては救急救命活動の中心となる防災機能を併せ持ち、防災拠点の一翼を担います。

(4) 中心商業拠点

商業、業務施設が集積し、旧来からの中心商業地として繁栄しているむつ地域の田名部地区の商業地を位置づけます。下北広域圏の生活・産業・交流の中心にふさわしいにぎわい、固有の歴史文化を活かした商業拠点を形成します。

(5) 商業・交流拠点

商業、業務施設が集積がみられるむつ地域の大湊地区、大畑地域の新町地区、新しい商業施設が集積しているむつ地域の中央地区を位置づけます。地域の生活のための商業施設や鉄道・バス等の公共交通、幹線道路沿道の良い交通条件を活かした利便性の高い都市機能が集積する、商業と交流・交通結節機能を有した都市拠点を形成します。

(6) 工業拠点

むつ地域の大湊湾に面した原子力研究施設や大畑地域の水産加工施設などを工業拠点として位置づけます。既存の工業系施設の維持を図るとともに、地域特性・資源を活かした新たな産業の育成・創出を図る、産業活性化を展開していく都市拠点を形成します。

(7) 観光拠点

森林ゾーンに立地する恐山、薬研温泉、湯野川温泉等を位置づけます。全国から訪れる観光客を受け入れる体制を整え、交流人口の増加を促進する、情報発信ともてなしの空間となる都市拠点を形成します。

(8) レクリエーション拠点

むつ地域のむつ運動公園、克雪ドーム、大畑地域の大畑中央公園、川内地域のふれあいスポーツパークを位置づけます。市民の憩いと交流の場となるレクリエーション空間を形成します。

(9) 原子力・海洋科学拠点

むつ地域の津軽海峡に面した原子力研究施設やリサイクル燃料貯蔵施設を位置づけます。下北広域圏だけでなく、我が国における原子力・海洋研究の拠点を形成します。

(10) 防衛拠点

むつ地域に立地する航空自衛隊基地、海上自衛隊基地を防衛拠点として位置づけます。関係機関との連携のもと、地域の産業・経済・交流・防災などに社会貢献する活動拠点として活用します。

3-3. 都市軸

(1) 高速広域連携軸

県内主要都市と連絡する下北半島縦貫道路、J R大湊線を位置づけます。本市と青森市、三沢市、八戸市などの周辺主要都市や新幹線駅、高速道路 ICなどを結ぶ高速広域連携軸を形成します。

(2) 広域連携軸（陸内・海上）

県内主要都市と連絡する国道279号、国道338号、赤川下北停車場線を位置づけます。また、海上の広域連携軸として航路（脇野沢～青森、脇野沢～蟹田、大間～函館）を位置づけます。本市と県内各都市を結ぶ広域的な連携軸を形成します。

(3) 圏域連携軸

本市と下北広域圏の町村を連絡する国道279号、国道338号を位置づけます。下北広域圏の生活や産業などの都市活動の円滑化を図る環状型の連携軸を形成します。

(4) 地域連携軸（陸内・海上）

むつ地域の中心市街地内の連携軸として、国道279号、国道338号、赤川下北停車場線、海老川新町線を位置づけます。また、海上の地域連携軸として航路（脇野沢～佐井）を位置づけ、市街地の交通混雑を緩和や冬期間の道路閉鎖を補完するなど、都市交通の利便性の向上を担う連携軸を形成します。

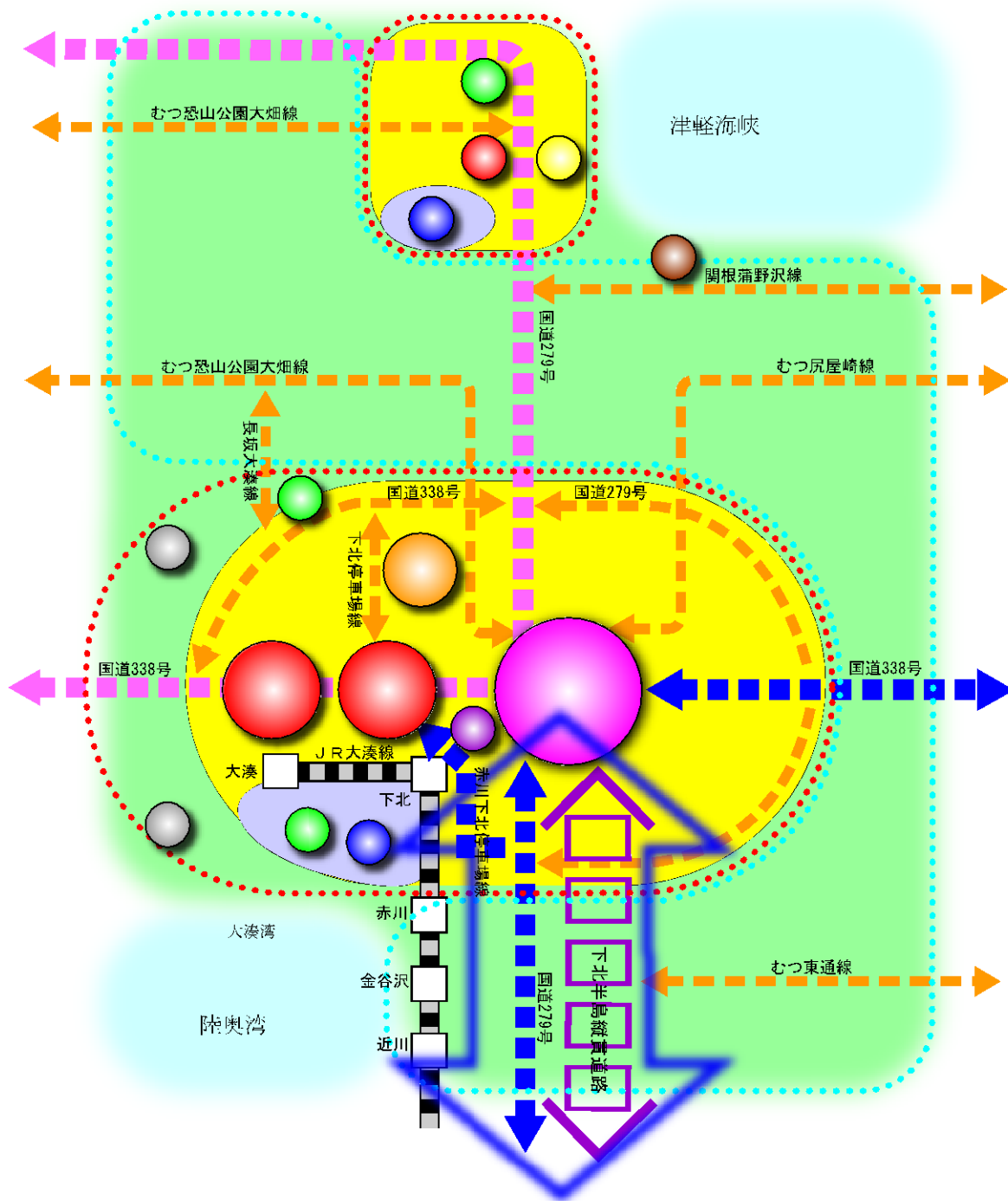
また、本市の各地域と周辺町村を結ぶ地域連携軸として、むつ東通線、むつ尻屋崎線、関根蒲野沢線、長坂大湊線、むつ恐山公園大畑線、薬研佐井線、川内佐井線、長後川内線を位置づけます。周辺町村との連絡や森林ゾーンの観光拠点を結ぶ連携軸を形成します。



凡 例

 	都市的な土地利用を促進する区域	●	行政拠点	 	高速広域連携軸
 	市街地ゾーン	●	地域拠点	 	広域連携軸（陸内）
 	臨港・業務ゾーン	●	医療・福祉拠点	 	広域連携軸（海上）
 	自然環境を維持・保全する区域	●	中心商業拠点	 	圏域連携軸
 	森林ゾーン	●	商業・交流拠点	 	地域連携軸
 	自然環境と共生する区域	●	工業拠点		
 	自然共生ゾーン	●	観光拠点		
 	地域の生活ゾーン	●	レクリエーション拠点		
		●	原子力・海洋科学拠点		
		●	防衛拠点		

図 将来都市構造



凡 例

 	都市的な土地利用を促進する区域		行政拠点	 	高速広域連携軸
	市街地ゾーン		地域拠点		広域連携軸（陸内）
	臨港・業務ゾーン		医療・福祉拠点		広域連携軸（海上）
 	自然環境を維持・保全する区域		中心商業拠点		圏域連携軸
	森林ゾーン		商業・交流拠点		地域連携軸
 	自然環境と共生する区域		工業拠点		
	自然共生ゾーン		観光拠点		
	地域の生活ゾーン		レクリエーション拠点		
			原子力・海洋科学拠点		
			防衛拠点		

図 将来都市構造（むつ地域・大畑地域の市街地）

第4章 全体構想

土地利用、都市施設整備、都市環境形成の方針を次のとおりとします。

4-1 土地利用の方針

(1) 住宅系

	対象	整備・保全等の方針
1) 都市型居住エリア	むつ地域の田名部地区の中心商業拠点に隣接した住宅地	■中心商業拠点に隣接したエリアでは、適正な土地利用の規制・誘導により、戸建て住宅や集合住宅を中心とした良好な住宅地の形成をめざし、街なか居住を推進します。 ■高齢者や子育て世代に配慮した、医療福祉施設などの都市機能と隣接した生活利便性の高い都市型住宅地の形成をめざします。
2) 住宅地エリア	むつ地域、大畑地域の市街地内の住宅地	■むつ地域、大畑地域の商業地を取り囲む住宅地では、戸建て住宅を中心とした低層低密な住宅市街地の持続をめざします。 ■既存の住宅地内の生活道路において適正な幅員確保や行き止まり道路の解消、身近な公園整備などを進め、住環境の向上を図ります。 ■空き地等は土地区画整理事業等の計画により、官民協働で良好な住宅地の基盤づくりをめざします。 ■高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境、道路基盤整備などによりバリアフリーへ配慮し、生活利便性の高い環境づくりを図ります。
3) 自然共生集落エリア	むつ地域、大畑地域の市街地外の集落地	■むつ地域、大畑地域の市街地周辺の集落や川内・脇野沢地域は自然環境の保全や街並み景観にも配慮した生活空間の形成を図ります。 ■市街地周辺への無秩序な市街化の抑制を図るとともに、生活に密着した自然環境の保全を図ります。

(2) 商業系

	対象	整備・保全等の方針
1) 中心商業エリア	商業業務施設が集積するむつ地域の田名部地区	■街なか居住を推進します。 ■田名部地区は消費者の多様なニーズに対応した店舗や業務機能の集積と、伝統・文化を活かした歴史のある商業地をめざします。 ■下北圏域の中心市街地にふさわしい、大型店舗と小型店舗が共存した賑わいのある商業地の形成をめざします。 ■地区内の空き店舗等の既存ストックを有効活用し、高齢者施設などの医療福祉機能の充実を図ります。

	対象	整備・保全等の方針
		■高齢者や子育て世代等にとっても暮らしやすい福祉施設や業務施設の集積をめざします。 ■高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境、道路基盤整備などによりバリアフリーへ配慮し、生活利便性の高い環境づくりに努めます。
2)沿道商業エリア	むつ地域の中央地区の沿道型商業施設が集積する地区	■中央地区は更なる商業業務地の拡大を抑制するとともに、自動車利用者に配慮した沿道型商業地の形成をめざします。 ■地域生活のための商業施設や交通利便性の高い都市機能が集積した商業地づくりをめざします。
3)商業・行政業務エリア	むつ地域の中央地区の市役所本庁舎周辺 むつ地域の大湊駅周辺	■中央地区の市役所本庁舎周辺は市民の都市活動を支える行政・業務機能の充実を図ります。 ■大湊地区の商業地は中心商業エリアを補完する機能を有する商業地として位置づけます。 ■大湊駅などの交通の利便性を活かした、商業機能と交流機能が調和した拠点をめざします。
4)地域生活商業エリア	大畑地域、川内・脇野沢地域の中心地	■地域住民の日常的な生活を支援する商業地の形成をめざします。 ■高齢者や子育て世代などが歩いて買い物ができ、誰もが利用しやすい商業地の形成をめざします。

(3) 工業系

	対象	整備・保全等の方針
1)工業業務エリア	むつ地域の陸奥湾に面した工業地 その他の既存の工業地	■むつ地域の港湾部は既存の工業施設を維持するとともに、農産物・木材などの地域資源を活かした地場産業の活性化や新たな企業誘致を目指します。 ■大畑地域の港湾部は既存漁業の維持・再生に努めます。 ■大畑地域の内陸部の工業団地は農水産物や木材の加工業を中心とした企業の誘致を図るとともに、地域の活性化につながる雇用の創出に努めます。 ■原子力産業施設は既存施設との連携、また、雇用・定住促進に寄与するため、関連企業の誘致に努めます。 ■原子力産業等による自然環境への負荷の軽減を図る低酸素社会を目指すと共に、住民の安全対策の徹底に努めます。 ■海洋科学に関する拠点性の強化をし、新たな産業を育成するため、海洋科学研究拠点の形成をめざします。

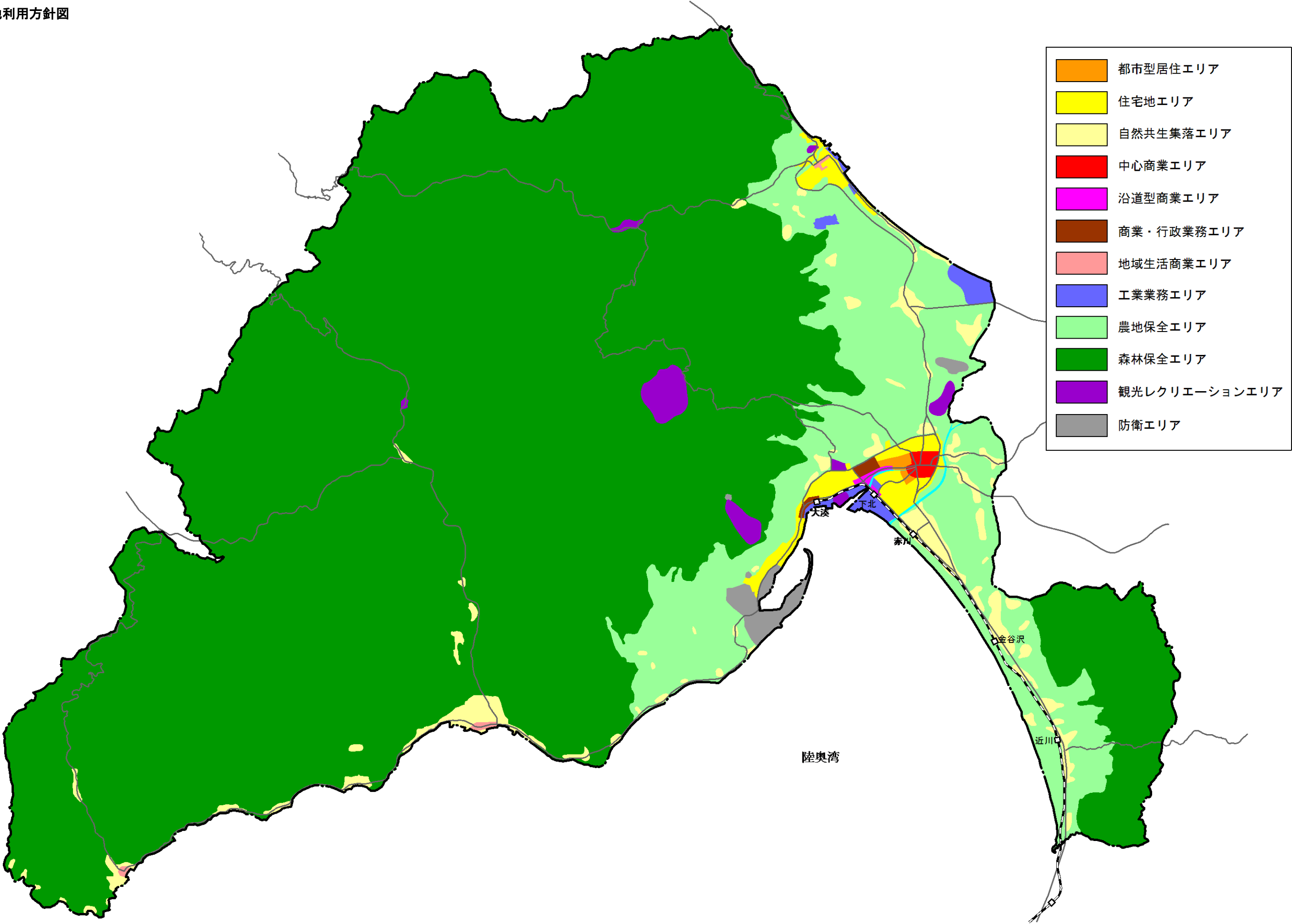
(4) 自然的土地利用

	対象	整備・保全等の方針
1) 農地保全エリア	むつ地域、大畑地域の田園地帯	■本市の豊かな農地、自然環境を維持・保全していくことを基本とします。 ■都市的土地利用の進行を抑制し、保全するための規制誘導に努めます。 ■魅力ある農業の創出、農作物の生産性を向上するための有効活用の検討を進めます。
2) 森林保全エリア	山間地域の森林地帯	■本市の大部分を占める豊かな自然に包まれた森林地帯は、将来にわたって本市の自然財産として保全に努めます。 ■ヒバを中心とした既存林業の維持・保全に努めます。 ■市民が森に親しめるような体験林やエ芸園などの実施により、観光・交流・レクリエーションの場としての活用をめざします。 ■木材加工業を活用した林業の活性化に努めます。
3) 観光・レクリエーションエリア	恐山、釜臥山、薬研温泉、湯野川温泉、克雪ドーム、むつ運動公園、大畑中央公園、早掛沼公園周辺	■観光レクリエーションエリアとして恐山、釜臥山、薬研温泉、湯野川温泉、克雪ドーム、むつ運動公園、大畑中央公園、早掛沼公園周辺を位置づけます。 ■恐山、釜臥山周辺は自然環境の活用や自然保護学習などにより、人と自然、歴史文化等がふれあう観光レクリエーション空間の形成をめざします。 ■克雪ドーム、むつ運動公園、大畑中央公園周辺は市民の健康増進に寄与する交流レクリエーション空間の形成をめざします。

(5) その他の土地利用

	対象	整備・保全等の方針
防衛エリア	むつ地域の航空自衛隊基地、海上自衛隊基地周辺	■むつ地域の航空自衛隊基地、海上自衛隊基地周辺を位置づけます。 ■国の防衛機能を維持するとともに、地域の産業や経済、交流、防災などに寄与する地域活動の貢献の場の創出に努めます。

■土地利用方針図



4-2 都市施設整備の方針

(1) 道路

		対象	整備・保全等の方針
1) 広域幹線道路	① 高速広域幹線道路	下北半島縦貫道路	■本市と県内主要都市とを結ぶ高速広域幹線道路として下北半島縦貫道路の整備を促進します。
	② 広域幹線道路	国道 279 号、国道 338 号	■広域幹線道路は高速広域幹線道路である下北半島縦貫道路を補完する機能を有する道路として位置づけます。 ■国道 279 号、国道 338 号は必要に応じて改良等を行い、既存の道路機能の維持を図ります。
2) 幹線道路	① 圏域環状幹線道路	国道 279 号、国道 338 号	■中心拠点と下北圏域の周辺町村を結ぶ都市間連絡道路として、国道 279 号、国道 338 号を活用します。 ■国道 279 号、国道 338 号は必要に応じて道路改良等を行い、既存の道路機能の維持を図ります。 ■大畑地域と川内・脇野沢地域間の生活・産業等のための機能確保を図ります。
	② 幹線道路	国道 279 号、国道 338 号、赤川下北停車場線、海老川新町線、むつ東通線、むつ尻屋崎線、関根蒲野沢線、長坂大湊線、むつ恐山公園大畑線、薬研佐井線、川内佐井線、長後川内線	■本市の市街地内を通る骨格を形成するとともに、行政及び業務機能等を担う都市活動の軸の形成をめざします。 ■市街地内の交通混雑を解消するため、田名部川を渡る道路などの整備、改善を図ります。 ■市内各地域と周辺町村との連絡や、観光レクリエーションエリアとの連携を維持、強化に努めます。 ■長期間整備されていない都市計画道路の見直しを検討します。
3) 地区内道路	① 生活道路	市道等	■市民の生活環境の向上を図るため、狭あい道路の拡幅、すみ切りの確保、行き止まり道路の解消等を図ります。 ■市民の安全な交通を確保するため、冬期間の除雪対策等に努めます。
	② 歩行系道路	幹線道路の歩道、商業地や駅周辺のシンボル道路	■歩行者・自転車交通の安全性の確保と、防災の軸としての幅員を確保した歩道の確保に努めます。 ■通学者や高齢者などすべての人々が安全で安心に歩くことができる歩行空間を創出す

	対象	整備・保全等の方針
		るため、街路灯の設置、段差のない歩道整備、冬期間の除雪対策などに努めます。

(2) 公共交通機関

	対象	整備・保全等の方針
1) 鉄道	JR 大湊線	■JR 大湊線は広域的な都市活動と交流を促進する公共交通の軸として位置づけ、他の交通機関との交通結節機能の向上を図ります。
2) バス	市内路線バス	■高齢者や学生、観光客などの交通利便性が損なわれないような生活バス路線の維持を図ります。 ■高齢者やバス路線の不便な地域の住民などに配慮した、新たな形態の公共交通の導入に向けた検討促進を図ります。
3) 海上交通	シィライン むつ湾フェリー	■既存の海上交通航路(脇野沢～青森、脇野沢～蟹田、脇野沢～佐井)の維持を図ります。

(3) 公園・緑地

	対象	整備・保全等の方針
1) 都市基幹公園	運動公園	■むつ運動公園、大畑中央公園は市民の健康保持、体力づくりのためのスポーツ・レクリエーション活動の場として、維持に努めます。
2) 住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園	■代官山公園、水源池公園、金谷公園は本市のレクリエーションの中心的な役割を担う公園であることから、公園の整備、レクリエーション機能の充実に努めます。 ■住宅系市街地においては、生活に身近な公園を誰もが容易に利用できるよう適正に配置し、ニーズに対応した整備・改善を図ります。
3) その他の公園・緑地	集落地等に位置する公園	■集落地などの公園・緑地は、既存の施設及び自然環境の維持に努めます。

(4) 下水道・河川

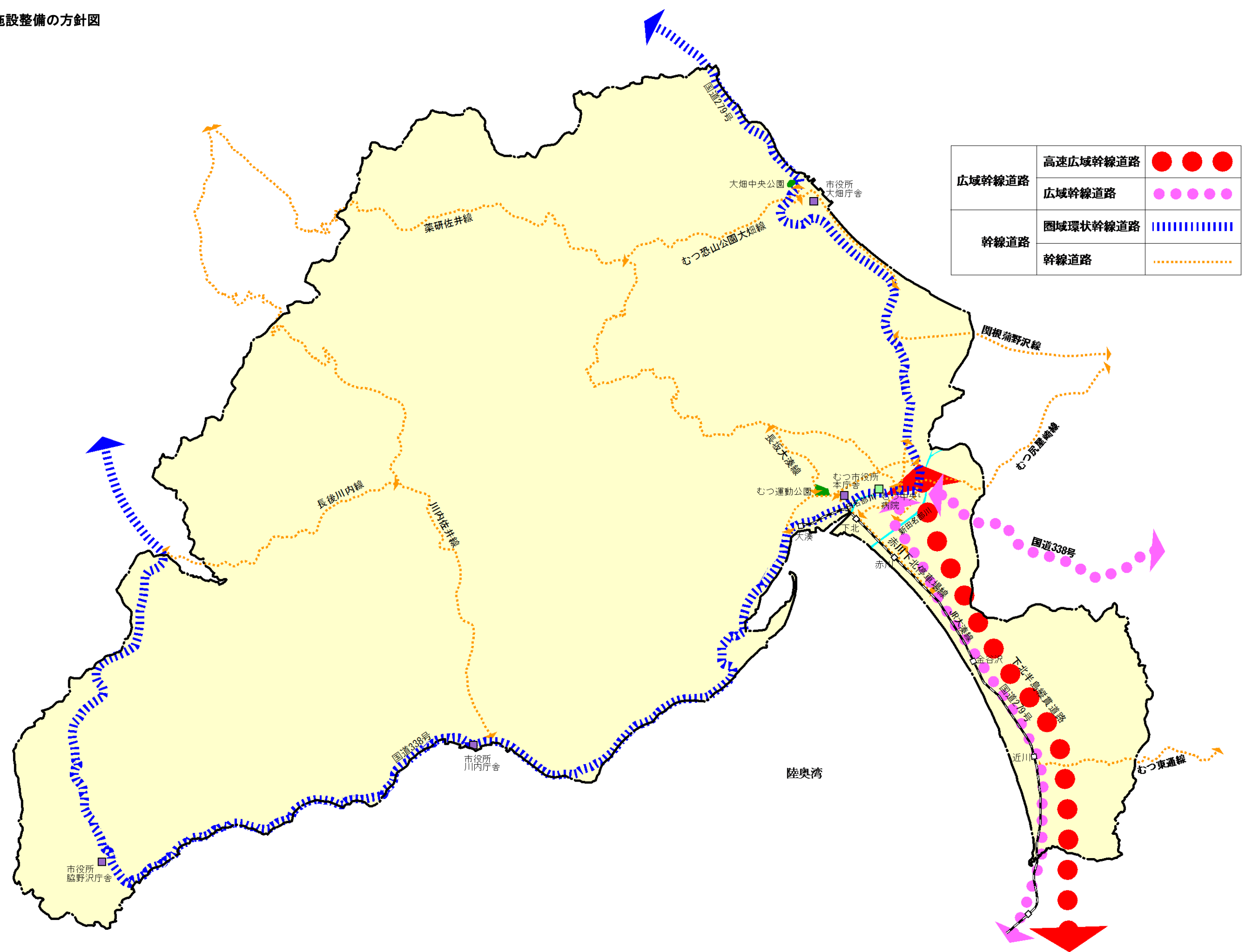
	対象	整備・保全等の方針
1) 下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道	■汚水処理は「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」による整備を進め、生活環境の向上に努めます。 ■下水道整備を推進し、水質汚濁の防止、生活排水の浄化を図るとともに快適な生活環境の創出に努めます。

2) 河川	市街地を流れる河川	■河川や水路の持つ既存の治水機能の維持に努めます。 ■市街地内を流れる河川は総合的な治水対策に配慮しながら、改修時には親水機能を有した緑地を配置するなど、市街地にうるおいを与える空間、景観の創出に努めます。
-------	-----------	---

(5) その他の公益的施設

	対象	整備・保全等の方針
1) 教育・文化施設	小学校、中学校及び高校、文化活動、コミュニティ形成を図る施設	■教育の質の維持向上をめざし、小中学校等の適正規模・配置の動向を見据えながら、施設や機能の維持に努めます。 ■統廃合による廃校などの既存ストックの有効活用を図り、文化・交流の場の創出に努めます。
2) 医療・福祉施設	病院等の医療施設 高齢者、子育て支援等の福祉施設	■むつ総合病院の機能を維持するとともに、むつ地域への新たな医療施設の集積を図ります。 ■各地域の中心地の医療施設を維持し、医療、防災や救急時にも対応できる医療福祉ネットワークの形成をめざします。 ■各地域の高齢者、子育て支援等は、既存施設の活用や各種の福祉施設を複合利用するなど、効率的な施設利用を図ります。
3) 行政施設	市役所	■本市及び下北圏域の拠点として各種行政サービスの提供に努めます。
4) 港湾施設	漁港、水産加工施設等	■各地域の漁港、水産加工施設などの既存港湾施設はその機能を維持します。 ■水産加工産業は、高付加価値水産物を展開し、水産加工品のブランド化を図ります。
5) その他の施設	観光施設等	■本市の魅力ある観光施設を維持保全するため、各施設の連携を強化し、観光ネットワークの構築をめざします。

■都市施設整備の方針図



4-3 都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全・活用

	整備・保全等の方針
1) 自然環境の保全	■森林保全エリアを中心とした自然環境は、本市の財産であるとともに、市街地からの良好な風景を醸し出していることから、自然環境及び自然景観の保全を図ります。 ■市街地に散在する樹林地はやすらぎのある市街地景観の一翼を担う貴重な自然であり、維持保全に努めます。
2) 農地の保全	■市街地周辺の水田などの農地は、農業振興を促進するとともに、住環境との調和を図り、営農環境及び田園地域の環境の保全を図ります。

(2) 都市景観

	整備・保全等の方針
1) 自然景観	■本市の豊かな田園自然景観を維持するため、宅地開発を抑制し、自然景観及び農村景観の保全を図ります。
2) 市街地景観	■既存の住宅市街地においては、地域の個性・特徴を生かした景観づくりの基本理念を定め、これに基づいた統一感のある街並み景観の創出をめざします。 ■むつ地域の中心商業拠点は、伝統・文化を活かした街並み景観の向上をめざします。 ■都市景観は、街路樹の設置など良好な街路景観の創出に努めます。 ■下北駅、大湊駅周辺は本市及び本市の観光・交流の玄関口としてふさわしい景観、環境づくりをめざします。

(3) 都市環境

	整備・保全等の方針
1) 福祉のまちづくり	■バス交通の充実や、鉄道と他の交通機関との交通結節機能の強化を図るなど、誰もが容易に移動できる公共交通機関の利便性の向上を図ります。 ■高齢者と子育て支援施設等の福祉施設を配置し、地域での福祉の充実を図ります。 ■公営住宅等による居住面での居住援護を図ります。
2) 環境にやさしいまちづくり	■日常生活に必要な機能の集約を図るとともに、安心安全な道路や利便性の高い公共交通機関、利便性施設を配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を展開していきます。これにより、過度な自動車依存の抑制を図ります。 ■廃棄物の減量と処理機能・体制の充実を図り、循環型社会の構築をめざします。
3) 都市防災	■むつ市本庁舎及び消防庁舎を災害時における総合的な防災拠点として位置づけ、災害時における救急救助、消防活動及び情報収集の中心となる機能を維持していきます。 ■むつ総合病院周辺にヘリポートを整備し、災害時の地域の孤立化防止や緊急輸送・搬送の手段の確保に努めます。

	整備・保全等の方針
	■各地域内の狭あい道路、行き止まり道路の解消等により緊急車両進入路や避難路の確保に努めます。